

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年一月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十号

附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則の一部を改正する規則
附属機関の委員等の報酬額及び費用弁償額に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「地方公務員法」を「法」に改め、同条中「昭和二十五年法律第二百六十一号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第三条の前の見出し、同条及び第四条を削る。

第五条中「査定員、管理員、巡視員等で別表第三に掲げる」を「法第三条第三項第三号に規定する」に、「その職員に対応する同表に定める額」を「勤務一日につき三万四千九百円」に、「一級」を「七級」に改め、同条を第三条とし、同条の前に見出しとして「（法第三条第三項第三号に規定する職員の報酬の額及び費用弁償の額）」を付する。
第六条から第八条までを削る。

第八条の二第一項中「特殊性その他」を「態様等又は職務の性質、内容、責任等により」に改め、「第六条及び」を削り、「非常勤の講師」を「法第三条第三項第三号に規定する職員」に、「第六条及び前条に規定する額との均衡を考慮して、予算の」を「勤務一月につき五十五万円を超えない」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定の適用を受ける職員の費用弁償の額については、前条の規定を準用する。
第八条の二を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（法第三条第三項第三号の二に規定する職員の報酬の額及び費用弁償の額）

第五条 選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人及び審査分会立会人に支給する報酬の額及び費用弁償の額は、別表第二のとおりとする。

第九条を削る。

第十条中「前各条」を「第二条から前条まで」に、「第二条から第七条まで及び前条」を「当該各条」に改め、同条を第六条とし、同条に見出しとして「（公務員である職員に対する費用弁償）」を付する。

別表第二中「（第三条関係）」を「（第五条関係）」に改め、同表労働委員会のあつ

せん員の項及び精神保健指定医の項を削る。

別表第三を削る。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。